

福岡県 S D G s 登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、 S D G s に積極的に取り組む福岡県内の企業や団体を県が広く公表し、 S D G s への貢献を「見える化」する「福岡県 S D G s 登録制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、 S D G s の達成に向けた具体的な取組を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 福岡県 S D G s 登録制度の登録の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、福岡県知事（以下「知事」という。）が登録の対象者として適当でないと認める場合については、この限りでない。

- (1) 福岡県内に事業所等を置く法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主であること。
- (2) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 県税等租税公課の滞納がないこと。
- (4) その他、公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

(登録要件)

第3条 前条の登録（以下「登録」という。）は、次の各号の全てに該当するものについて行うこととする。

- (1) S D G s 達成に向け、既に実施している又は申請後1年以内に実施する取組を示していること。
- (2) S D G s 達成に向けた取組方針及び重点的な取組を宣言していること。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、福岡県企画・地域振興部総合政策課長（以下「県」という。）が別に定める福岡県 S D G s 登録申請書（様式第1号）に、県が別に定める次の書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) S D G s 達成に向けた取組シート（様式第2号）
- (2) S D G s 達成に向けた宣言書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請の内容に不備がなく、第2条各号及び第3条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当

該申請をした者を福岡県ＳＤＧｓ登録事業者（以下「登録事業者」という。）として登録し、登録証を交付するものとする。

- 2 知事は、前項の登録をしたときは、当該登録事業者の名称、所在市町村、業種、ＳＤＧｓ達成に向けた取組シート（様式第2号）及びＳＤＧｓ達成に向けた宣言書（様式第3号）を県ホームページ等において公表するものとする。
- 3 登録事業者は、申請を行った時点で、前項の内容について公表されることに同意したものとする。
- 4 登録事業者は、自社又は自団体のホームページ等において、ＳＤＧｓ達成に向けた取組内容等の公表に努めるものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

（実施状況の報告等）

第7条 登録事業者は、登録の日から1年経過後速やかに、ＳＤＧｓ達成に向けた取組シート（様式第2号）により、その実施状況を知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告が登録要件を満たすと認めるときは、速やかに県ホームページ等において公表するものとする。

（登録の更新）

第8条 登録事業者は、第6条の登録の有効期間が満了する場合において、登録を更新することができる。

- 2 前項の更新手続については、登録内容に変更がある場合は、県が別に定める福岡県ＳＤＧｓ登録変更申請書（様式第5号）に、第4条各号に規定する書類のうち変更がある書類を添付して知事に申請するものとし、変更の申請や第10条に規定する登録の辞退がない者については、従前の登録内容により自動更新するものとする。

（登録の変更）

第9条 登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の登録の変更手続については、県が別に定める福岡県ＳＤＧｓ登録変更申請書（様式第5号）に第4条各号に規定する書類のうち変更がある書類を添付して知事に申請するものとする。

（登録の辞退）

第10条 登録事業者は、登録の辞退について、知事に申し出ることができる。

- 2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、県が別に定める福岡県ＳＤＧｓ登録

辞退届（様式第6号）を知事に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第11条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
- (2) 法令に違反する事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないと認める場合

2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた者に対し、通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に登録の申請をした登録事業者における登録の日から1年経過後の実施状況の報告及び登録の更新前に申請する登録の変更手続については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年1月21日から施行する。